

**御浜町**  
**新型インフルエンザ等対策行動計画**  
〔改定版〕

令和8年（2026年）2月

# 目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	- 1 -
<b>第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等</b>	- 1 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況	- 1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 3 -
<b>第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応</b>	- 5 -
第1節 町行動計画の作成	- 5 -
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	- 7 -
第3節 町行動計策定の目的	- 8 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 9 -
<b>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等</b>	- 9 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略	- 9 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 11 -
第3節 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 14 -
（1）有事のシナリオの考え方	- 14 -
（2）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	- 15 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 17 -
（1）平時の備えの整理や拡充	- 17 -
（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え	- 18 -
（3）基本的人権の尊重	- 19 -
（4）危機管理としての特措法の性格	- 20 -
（5）関係機関相互の連携協力の確保	- 20 -
（6）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応	- 20 -
（7）感染症危機下の災害対応	- 20 -
（8）記録の作成や保存	- 21 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 22 -
（1）国の役割	- 22 -
（2）地方公共団体の役割	- 23 -
（3）医療機関の役割	- 24 -
（4）指定（地方）公共機関の役割	- 24 -
（5）登録事業者	- 24 -
（6）一般の事業者	- 25 -
（7）町民	- 25 -

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目とそれぞれの考え方および取組... - 26 -

<b>第1章 実施体制</b> .....	- 27 -
第1節 準備期（平時） .....	- 31 -
第2節 初動期.....	- 32 -
第3節 対応期.....	- 33 -
<b>第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b> .....	- 35 -
第1節 準備期（平時） .....	- 35 -
第2節 初動期.....	- 38 -
第3節 対応期.....	- 40 -
<b>第3章 まん延防止</b> .....	- 44 -
第1節 準備期（平時） .....	- 44 -
第2節 初動期.....	- 45 -
第3節 対応期.....	- 46 -
<b>第4章 ワクチン</b> .....	- 48 -
第1節 準備期（平時） .....	- 48 -
第2節 初動期.....	- 52 -
第3節 対応期.....	- 55 -
<b>第5章 医療</b> .....	- 58 -
第1節 準備期（平時） .....	- 58 -
第2節 初動期.....	- 58 -
第3節 対応期.....	- 58 -
<b>第6章 保健</b> .....	- 59 -
第1節 準備期（平時） .....	- 59 -
第2節 初動期.....	- 59 -
第3節 対応期.....	- 60 -
<b>第7章 物資</b> .....	- 61 -
第1節 準備期（平時）～ 初動期.....	- 61 -
第2節 対応期.....	- 62 -
<b>第8章 町民生活および地域社会経済活動の安定の確保</b> .....	- 63 -
第1節 準備期（平時） .....	- 63 -
第2節 初動期.....	- 65 -
第3節 対応期.....	- 65 -

# 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と 行動計画

## 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2（2020）年以降新型コロナウイルス感染症<sup>1</sup>が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症<sup>2</sup>等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることをあらためて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物および環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ<sup>3</sup>の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなるまたは効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染

<sup>1</sup> 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

<sup>2</sup> かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症を指す（三重県感染症予防計画における定義（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症）とは異なる。）。

<sup>3</sup> 人間および動物の健康ならびに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性<sup>4</sup>の高さによっては、社会的影響が大きくなる可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性<sup>5</sup>が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症および新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務のほか、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置<sup>6</sup>（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置<sup>7</sup>（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置について定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等<sup>8</sup>」という。）は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん

<sup>4</sup> 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度および感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

<sup>5</sup> 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質および病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

<sup>6</sup> 特措法第31条の6第1項

<sup>7</sup> 特措法第32条第1項

<sup>8</sup> 特措法第2条第1号。なお、本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等が発生した旨の公表（感染症法上の位置付け）が行われるまでの間においても、本用語を用いている。

延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症であり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症<sup>9</sup>
- ② 指定感染症<sup>10</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症<sup>11</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

を指す。

---

<sup>9</sup> 感染症法第6条第7項

<sup>10</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>11</sup> 感染症法第6条第9項

## 第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応

### 第1節 町行動計画の作成

平成25（2013）年6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和6（2024）年7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会をめざすものである。

また、三重県（以下「県」という。）においても政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえて三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が令和7年3月に改定された。

御浜町（以下「町」という。）では、平成25（2013）年6月に、三重県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合に、町長を本部長とする御浜町新型インフルエンザ等対策本部<sup>12</sup>（以下「町対策本部」という。）を速やかに設置し（任意設置を含む）、全庁を挙げて対策を推進するため、「御浜町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図った。

---

<sup>12</sup> 特措法第34条

さらに、特措法第8条の規定により、平成26(2014)年9月には、政府行動計画および県行動計画との整合性を確保しつつ、「御浜町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」を策定した。

町行動計画では、町が実施する措置等を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できる対策の選択肢を示す事項を定めた。

今般、政府行動計画および県行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、町においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、町行動計画の改定を検討する。

## 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元（2019）年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2（2020）年1月には国内、そして県内において新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認された。同月、閣議決定における政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置された。町においても、同年2月御浜町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策を開始した。

また、同年3月には、特措法が改正され新型コロナウイルス感染症を特措法の適用対象とし、特措法に基づく取組の体制が整えられた。

その後国においては特措法に基づく緊急事態宣言の発出、医療体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和などウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。町においても、特措法に基づく御浜町新型コロナウイルス感染症対策本部の設置、又、三重県指針に基づく対応とし、感染予防対策の周知、自宅療養者への生活支援（買い物代行）、関係機関へのマスクの配布、特例臨時予防接種の実施などを行った。

そして、国内感染者の確認から、3年余り経過した令和5（2023）年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が5類感染症に位置付けられた。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応により、感染症危機は、町民の生命および健康への大きな脅威となるだけでなく、全ての町民が、さまざまな立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなったように、社会のあらゆる場面に影響し、経済や社会生活をはじめとする町民生活の安定にも大きな脅威になり得ることがあらためて浮き彫りになった。

### 第3節 町行動計画改定の目的

今般の町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題をふまえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

政府行動計画の改定に先立ち実施された「新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>13</sup>（以下「推進会議」という。）」においては、新型コロナウイルス感染症への対応の振り返りや課題の整理<sup>14</sup>が実施され、主な課題として

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

の3点が挙げられた。

感染症危機は、繰り返し発生し得るものであることから、新型コロナウイルス感染症への対応の経験やその課題をふまえ、次なる感染症危機対応を行うにあたり、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会をめざすことが必要である。

こうした社会をめざすためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 町民生活および社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現することができるよう、町行動計画を全面改定するものである。

---

<sup>13</sup> 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議。

<sup>14</sup> 推進会議において、令和5(2023)年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、国外において新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命および健康、町民生活および、町民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある<sup>15</sup>。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供に協力し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活および町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活および社会経済活動への影響を軽減する。

<sup>15</sup> 特措法第1条

新型インフルエンザ等対策の目的および  
実施に関する基本的な考え方等

- ・ 町民生活および町民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または町民生活および町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等をふまえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性をふまえ、さまざまな状況で対応できるよう、あらかじめ対策の選択肢を示すものである。

町においては、科学的知見および国等の対策もふまえ、地理的な条件、人口分布、年齢構成、交通機関の整備状況等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の町民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略をめざすこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、3つの対応時期（準備期、初動期および対応期）による一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性<sup>16</sup>等）、流行の状況、地域の実情、その他の状況をふまえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性および対策そのものが町民生活および町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し、決定する。

町民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取

---

<sup>16</sup> 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性または抵抗性）をいう。

新型インフルエンザ等対策の目的および  
実施に関する基本的な考え方等

り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村および指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。特に、新型インフルエンザ等対策においては、日頃からの手洗いやマスクの着用などの咳エチケット等の対策が基本となるほか、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

【 時期に応じた戦略 】

時 期		戦 略
準備期	発生前の段階	町内における医療提供体制の情報共有、町民に対する啓発や町の事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。  なお、当該感染症が国外にて発生した場合は、水際対策 <sup>17</sup> として、国を中心に検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることとなる。町は、国および県が行う医療提供体制の整備等に協力する。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等について情報共有し、病原性によっては県が

<sup>17</sup> 水際対策は、あくまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

新型インフルエンザ等対策の目的および  
実施に関する基本的な考え方等

対 応 期		<p>示す不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に沿って、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等もふまえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、県により封じ込めを念頭に強力な対策を実施された場合や状況に応じた対策に切り替わった場合、町においても迅速に適切な対応へと切り替える。</p> <p>また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図るなど見直しを行う。</p>
	県内・町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	<p>国、県、町、事業所等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活、および町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなるなどさまざまな事態が生じることが想定される。</p> <p>従って、事前の想定どおりとならないことも念頭に置きつつ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。町内の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。</p>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直しを行う。</p>

## 第3節 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ

### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方をふまえて、有事のシナリオを想定する。

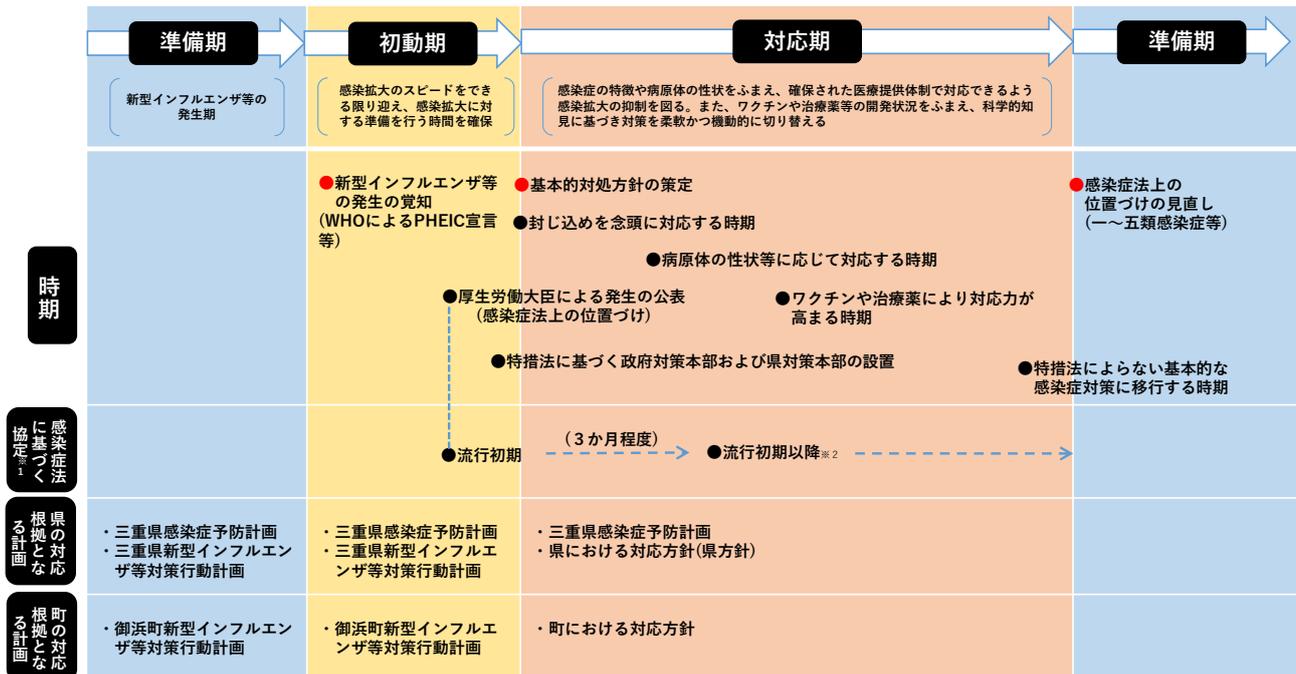
- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、国や県が示す感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に県が示す対策に切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化およびこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目とそれぞれの考え方および取組」において、具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前対応に関する事項（準備期）と、発生後の対応に関する事項（初動期および対応期）に大きく分けた構成とする（図1参照）。

# 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

図1 御浜町新型インフルエンザ等対策行動計画における時期区分等



※1：感染症法第36条の2に基づく医療措置協定および第36条の6に基づく検査等措置協定  
 ※2：初動期が長期化した場合は、始期が初動期の期間中となる場合がある

## (2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方もふまえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期および対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴もふまえ、感染症危機対応を行う。

### 【 初動期および対応期の有事のシナリオ 】

時 期	有事のシナリオ
初動期	感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

新型インフルエンザ等対策の目的および  
実施に関する基本的な考え方等

対 応 期	封じ込めを念頭に 対応する時期	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に 応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等をふまえたりスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。
	ワクチンや治療薬 等により対応力が 高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることをふまえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。  また、ワクチン接種を希望する町民が接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。
	特措法によらない 基本的な感染症対 策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、または、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令および町行動計画に基づき、県や近隣市町等と連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### (ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が管内で発生した場合も含めさまざまなシナリオを想定し、早期に初発事例を把握できるよう、探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (ウ) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオを想定した研修や訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### (エ) 医療提供体制等、平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション<sup>18</sup>等について平時からの取組を進める。

<sup>18</sup> リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

(オ) 負担軽減や情報の有効活用、関係機関との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、負担軽減、国や県との連携の円滑化等を図るためのDX等を推進する。また、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

## (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスをふまえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活および社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の

(ア) から (オ) までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命および健康の保護と町民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。町は県等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集に努める。

(イ) 医療提供体制と町民生活および社会経済への影響をふまえた感染拡大防止措置

有事には県と管内医療機関等の医療措置協定に基づき、医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめさまざまな場面を活用して普及し、子どもを含めさまざまな年代の町民等の理解を深めるためのわかりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者等の状況もふまえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

### (3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県から発出される特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>19</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者および町民の生活および経済の安定に寄与する業務に従事する者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがち

---

<sup>19</sup> 特措法第5条

である社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

#### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県対策本部<sup>20</sup>と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長（町長）は、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進にあたり、特に必要があると認める場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する<sup>21</sup>。

#### (6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

町は、感染症危機における、高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から保健所と情報共有し、有事に備えた準備を行う。

#### (7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を県と進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

---

<sup>20</sup> 特措法第 22 条

<sup>21</sup> 特措法第 36 条

## (8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第5節 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>22</sup>。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>23</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める<sup>24</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

また、国は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等をふまえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力的に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

---

<sup>22</sup> 特措法第3条第1項

<sup>23</sup> 特措法第3条第2項

<sup>24</sup> 特措法第3条第3項

## (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>25</sup>。

### 【県の役割】

県は特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関と医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関、宿泊施設と検査等措置協定を締結し、検査や宿泊療養に係る体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査および宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関<sup>26</sup>等で構成される三重県感染症対策連携協議会<sup>27</sup>（以下「連携協議会」という。）等を通じ、県予防計画について協議を行うことが重要である。また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

### 【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であることから、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

町は、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

<sup>25</sup> 特措法第3条第4項

<sup>26</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>27</sup> 感染症法第10条の2第1項に基づく協議会

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等<sup>28</sup>の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定および連携協議会や各保健所が設置する会議体等を活用した地域の関係機関との連携の構築を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

### (4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>29</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>30</sup>。

---

<sup>28</sup> 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等に曝露（ばくろ）することを防止するための個人用の道具）、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資および資材。

<sup>29</sup> 特措法第 3 条第 5 項

<sup>30</sup> 特措法第 4 条第 3 項

## (6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>31</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

## (7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、日常の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての科学的知見等に基づく情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>32</sup>。

---

<sup>31</sup> 特措法第4条第1項および第2項

<sup>32</sup> 特措法第4条第1項

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目 とそれぞれの考え方および取組

---

### 新型インフルエンザ等対策の対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する」ことおよび「町民生活および地域経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。それぞれの対策の切替のタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画および県行動計画を踏まえ、以下の8項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤医療
- ⑥保健
- ⑦物資
- ⑧町民生活および地域経済活動の安定の確保

主な対策項目である8項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

## 第1章 実施体制

感染症危機は町民の生命および健康、町民生活および地域経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、国立健康危機管理研究機構、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、町においては、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護し、町民生活および地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 《町対策本部会議の設置等》

新型インフルエンザ等対策について、町は、政府行動計画および県行動計画に基づく危機レベルを参酌し、以下の組織を中心に危機管理体制をとる。

#### 【1. 準備期の体制】

##### （情報収集・分析および情報共有のための会議等の開催）

平時においては、連絡会議（議長：健康福祉課長）を設置し、各課・関係機関等との情報共有および非常時対応体制に備えた体制の整備等を行う。

なお、連絡会議は、病原体の性状や感染力等に応じて弾力的な運営を行うこととする。

区分	構 成 員
連絡会議	（議 長）健康福祉課長 （副議長）健康福祉課参事（課長補佐） （構成員）各課課長若しくはこれに相当する職員
（事務局）	健康福祉課長

【 2. 発生後の体制 】

(町対策本部の設置、町対策本部会議の開催)

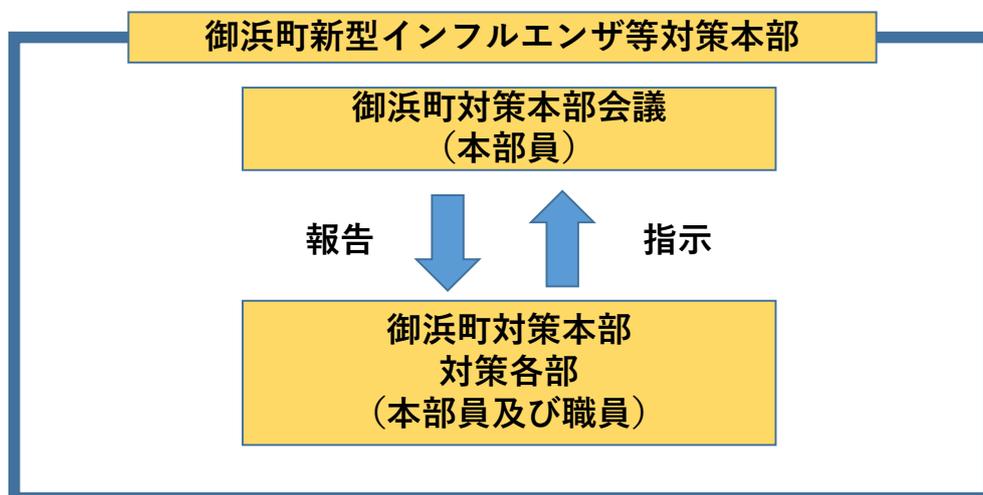
新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、条例に基づき、町対策本部を設置する。

また、迅速かつ機動的な対応を図るため、町対策本部会議を開催する。

(町対策本部の招集・開催については、発生段階別に記載)

区分	構 成 員
町対策本部	(本 部 長) 町長 (副本部長) 副町長 教育長 (部 員) 各課課長 消防長もしくはその指名する消防吏員 *その他必要時町職員以外の出席あり
(事務局)	健康福祉課

町対策本部には、部および事務局（本部長が必要と認めるとき）を置き、本部長を補佐する。なお、部の体制については、病原体の性状や感染力等に応じて、弾力的な体制の設置、運営を行うこととする。



国が政府対策本部を設置した場合<sup>33</sup>や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、任意の町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

<sup>33</sup> 特措法第 15 条

**【 3. 町対策本部の主要所掌事務 】**

特措法および条例の規定によるほか、町の主要な所掌事務は、以下のとおりとする。

- 1 町の対応方針に関すること。
- 2 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- 3 広報および相談体制に関すること。
- 4 感染予防およびまん延防止に係る措置に関すること。
- 5 医療の提供体制の確保に関すること。
- 6 予防接種の実施に関すること。
- 7 生活環境の保全その他町民の生活および地域経済の安定に関すること。
- 8 県、他市町、関係機関等に対する応援の要請および派遣等に関すること。
- 9 新型インフルエンザ等の対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- 10 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等の対策に関すること。

**【 4. 各部署の主な所掌業務 】**

対策部	主要な所掌業務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町対策本部運営の総合調整に関すること。</li> <li>○県の医療対策への協力に関すること。</li> <li>○相談窓口に関すること。</li> <li>○公共福祉施設に関する感染予防・拡大防止対策の啓発に関すること。</li> <li>○予防接種に関すること。</li> <li>○保育園などの所轄施設における感染拡大防止対策に関すること。</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防本部および消防署との連絡調整に関すること。</li> <li>○感染患者の搬送等の協力に関すること。</li> <li>○警察署との連絡調整に関すること。</li> </ul>

<p>総務部</p>	<p>○食糧、生活関連物資、マスク、消毒液等の調達および管理・配分に関すること。</p> <p>○職員およびその家族の感染予防（健康管理）に関すること。</p> <p>○感染した職員の休暇等に関すること。</p> <p>○庁舎内における感染予防・拡大防止対策に関すること。</p> <p>○対策等に必要な財政出動と対策の措置に要する経費の処置に関すること。</p> <p>○報道機関との連絡調整、記者会見に関すること。</p> <p>○町民に対する感染情報や予防対策の周知・啓発に関すること。</p> <p>○広報他各種媒体を通じた町民への情報提供に関すること。</p>
<p>住民部</p>	<p>○食糧・生活関連物資等の配布に関すること。</p> <p>○要援護者への相談・支援等に関すること。</p>
<p>産業建設部</p>	<p>○養鶏場、野鳥等の鳥インフルエンザの感染情報の収集に関すること。</p> <p>○商工会および事業者に関すること。</p> <p>○観光客等の対応に関すること。</p>
<p>環境対策部</p>	<p>○消毒等に関すること。</p> <p>○遺体の安置に関すること。</p> <p>○火葬埋葬に関すること。</p> <p>○上下水道、他ライフラインの関係機関との連絡に関すること。</p>
<p>教育対策部</p>	<p>○小・中学校等の所管施設における感染拡大防止対策に関すること。</p> <p>○児童・生徒の健康管理に関すること。</p>
<p>議会対策部</p>	<p>○議会に関すること</p>

## 第1節 準備期（平時）

### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じ、課題の抽出や改善、練度の向上等を図り、関係機関間の連携を強化する。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 実践的な訓練等の実施

町は、政府行動計画および県行動計画の内容をふまえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練等を実施する。《健康福祉部、総務部》

#### 1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、町行動計画を作成するとともに、必要に応じ、変更する。

町は、町行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴く。《健康福祉部》

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、県等の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて変更する。《総務部、健康福祉部》

③ 町は、県や医療機関等による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。《健康福祉部》

#### 1-3. 関係機関との連携の強化

① 町は、県や指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認等を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築し、県等が実施する訓練に協力し参加する。《健康福祉部、総務部》

- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策<sup>34</sup>の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。《健康福祉部、総務部》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、町は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて任意設置の町対策本部等を立ち上げ、町および関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、任意の対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。《健康福祉部、総務部》
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2をふまえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。《全部局》
- ③ 町は、県等と連携しながら、国内外における発生動向等に関する情報を収集する。《健康福祉部》
- ④ 町は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。《健康福祉部》

#### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>35</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債<sup>36</sup>を発行することを検討し、所要の準備を行う。《総務部、関係部局》

<sup>34</sup> 特措法2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。

<sup>35</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>36</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

## 第3節 対応期

### (1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、県内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、町および関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活および地域経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じ柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異およびワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 体制整備・強化

- ① 県は、新型インフルエンザ等対策については、国や保健環境研究所等から提供される知見や内容を踏まえ、県対策本部にて方針を協議し、決定するとしている。町においても、収集したその情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。《健康福祉部、総務部》
- ② 町は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。《全部局》
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。《総務部、健康福祉部、関係部局》

##### 3-1-2. 職員の派遣・応援への対応、必要な財政上の措置

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により当該町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエ

ンザ等対策の事務の代行<sup>37</sup>を要請する。《健康福祉部》

- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める<sup>38</sup>。《健康福祉部》
- ③ 町は、国からの財政支援<sup>39</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。《総務部、関係部局》

### 3-2. 緊急事態措置の適用について

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する<sup>40</sup>。町は、町域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>41</sup>。《総務部、健康福祉部》

### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされるときは、遅滞なく町対策本部を廃止する<sup>42</sup>。《健康福祉部》

---

<sup>37</sup> 特措法第 26 条の 2 第 1 項

<sup>38</sup> 特措法第 26 条の 3 第 2 項および第 26 条の 4

<sup>39</sup> 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項および第 2 項

<sup>40</sup> 特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>41</sup> 特措法第 36 条第 1 項

<sup>42</sup> 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>43</sup>

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

### 第1節 準備期（平時）

#### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー<sup>44</sup>を高めるとともに、国、県および町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反

<sup>43</sup> 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。

<sup>44</sup> 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

## (2) 所要の対応

### 1-1. 平時における町民等への情報提供・共有

町は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章および第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、県や他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情をふまえた説明を行う。

#### 1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県および町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部局等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する情報提供・共有を行う。

《総務部、健康福祉部、教育対策部、関係部局》

#### 1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。《総務部、健康健康部、関係部局》

### 1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、町民のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。《総務部、健康福祉部、関係部局》

### 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ① 町は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受ける<sup>45</sup>場合に備え、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことも考えられる<sup>46</sup>。 《健康福祉部》
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。  
《総務部、健康福祉部、教育委員会、関係部局》
- ③ 町は、有事に速やかに感染症情報の町民等への情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等から助言等を得る。また、国や県のコールセンターの設置の情報により町民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。《総務部、健康福祉部》
- ④ 町は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である町民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。《総務部、健康福祉部、関係部局》

<sup>45</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 16 条等。

<sup>46</sup> 具体的な手順等については「感染状況等に係る県と市町間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和 5 年 6 月 19 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 町は、国や県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、町民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。《健康福祉部》

② 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、ホームページ等により、町民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

《総務部、健康福祉部、教育委員会、関係部局》

- ③ 町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うこと等があり得る。《健康福祉部》

## 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、様々な場での意見や情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。  
《総務部、健康福祉部、関係部局》
- ② 町は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページやQ&A等の町民等への周知により、速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。  
《総務部、健康福祉部、関係部局》
- ③ 町は、国や県のコールセンターの設置の情報を踏まえ、庁内の相談体制を整備する。《総務部、健康福祉部、関係部局》

## 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、町は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

特に、感染症が発生した際には、医療機関に通院すると感染する可能性があるとして、通院を控える事例も想定される。医療機関への風評被害は地域の医療提供体制にも影響を与える可能性があることから、町は、町民等に対して適切な理解を求めるとともに、定期通院を控えることにより、かえって基礎疾患を悪化させるおそれもあることから、町は、適切な受診の実施・継続について町民等への呼びかけを行う。

また、町は科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する

等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《総務部、健康福祉部、関係部局》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、ホームページ等により、町民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。また、県と感染状況等の情報共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解

しやすい内容や方法での情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

《総務部、健康福祉部、教育委員会、関係部局》

### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなくさまざまな場での意見や情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

《総務部、健康福祉部、関係部局》

- ② 町は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページやQ&A等の情報について町ホームページ等による町民等への周知により、速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。 《総務部、健康福祉部、関係部局》

- ③ 町は、国や県のコールセンターの設置の情報を踏まえ、庁内の相談体制を継続する。《総務部、健康福祉部、関係部局》

### 3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、町は、偏見・差別や新型インフルエンザ等に係る人権相談窓口等、各種相談窓口を町民等に周知する。

また、町は、科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《総務部、健康福祉部、関係部局》

### 3-4. リスク評価に基づく方針の状況提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

### 3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、町は、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて説明を行う。《総務部、健康福祉部》

### 3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

#### 3-4-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、町民等が適切に対応できるよう、町は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。《総務部、健康福祉部》

#### 3-4-2-2. 子どもや高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、町民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。《総務部、健康福祉部、教育委員会》

### 3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るこ

とにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、町は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、町民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる町民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。《総務部、健康福祉部、関係部局》

## 第3章 まん延防止<sup>47</sup>

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活および地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、町は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチンおよび治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

### 第1節 準備期（平時）

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命および健康を保護する。このため、国や県の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする情報等の整理を行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民等や事業者の理解促進に取り組む。

---

<sup>47</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町が実施するまん延防止措置を記載する。

## (2) 所要の対応

### 1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解および準備の促進等

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命と健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。《総務部、健康福祉部、関係部局》
- ② 町、学校、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。《健康福祉部、教育委員会》
- ③ 町は県と連携して、まん延防止等重点措置による営業時間の変更要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。  
《総務部、健康福祉部、関係部局》
- ④ 町は、平時から職場における感染防止対策に必要な物品を備蓄する。  
《総務部、健康福祉部、関係部局》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 町内でのまん延防止対策

町は、町内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。  
《総務部、健康福祉部》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命や健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. まん延防止対策の内容

##### 3-1-1. 基本的な感染対策の実施

町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。《関係部局》

##### 3-1-2. 事業者や学校等における感染対策

町は、県が実施する要請等をふまえ、必要に応じ、以下の対策の実施を検討する。

- ① 町は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を求めるとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を求める。《総務部、関係部局》
- ② 町は、施設管理者等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住・利用する施設等における感染対策を強化するよう求める。《総務部、関係部局》
- ③ 町は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底等を求める。《関係部局》

④ 町は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

《総務部、関係部局》

### 3-1-3. 学校閉鎖・休校等の実施

町や学校の設置者は、県からの要請や地域の感染状況等をふまえ、必要に応じ、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業<sup>48</sup>（学級閉鎖、学年閉鎖、または休校）等の実施を検討する<sup>49</sup>。《教育対策部》

---

<sup>48</sup> 学校保健安全法第 20 条

<sup>49</sup> 保育施設等の学校保健安全法の対象とならない施設についても、感染症の特性や国の方針、学校における対応等をふまえて、必要に応じて臨時休園等の対応の実施を検討する。

## 第4章 ワクチン<sup>50</sup>

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、関係機関は、国や県の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

### 第1節 準備期（平時）

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命および健康を保護し、町民生活および地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 接種体制の構築

###### 1-1-1. 接種体制

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、ワクチン接種に必要な資材等、接種体制の構築に必要な訓練も含めて行うことができるよう平時から調整を行う。《健康福祉部》
- ② 実際にワクチンを供給するに当たっては、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があることから、町は町内医療機関と密に連携を行う。  
《健康福祉部》

###### 1-1-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接

<sup>50</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。《総務部、健康福祉部》

- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する町が対象者を把握し、国に対し、人数を報告する。《健康福祉部》

### 1-1-3. 住民接種

平時から以下のとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 町は、国又は県の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>51</sup>。《健康福祉部》
- ② 町は、国および県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制の構築について検討を行う。《健康福祉部》
- i 接種対象者数
  - ii 町の人員体制の確保
  - iii 医師、看護師等の医療従事者等の確保
  - iv 接種場所の確保（医療機関、公的な施設等）および運営方法の策定
  - v 接種に必要な資材等の確保
  - vi 国、県および市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
  - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- ③ 町は、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。《健康福祉部》
- ④ 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、表1【接種対象者の試算方法の考え方】を参考に接種体制を検討する。《健康福祉部》
- ⑤ 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種または個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なる

<sup>51</sup> 予防接種法第6条第3項

ことから、接種方法等に応じ、医師会等の協力を得られるよう努める。

《健康福祉部》

- ⑥ 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場において円滑な接種を実施できるよう検討する。

《健康福祉部》

- ⑦ 町は、国より予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

《健康福祉部》

表1【接種対象者の試算方法の考え方】

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

※ 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行う。

## 1-2. 情報提供・共有

### 1-2-1. 住民への対応

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。《健康福祉部》

### 1-2-2. 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済および住民への情報提供等を行う。《健康福祉部》

### 1-2-3. 情報の提供と共有

町衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者および衛生部局以外の分野、具体的には町労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携および協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生部局は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断および第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。《健康福祉部》

### 1-3. DXの推進

国により、予防接種事務のデジタル化が整備された場合、町は以下の対応を行う。

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。《健康福祉部》
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。《健康福祉部》
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。《健康福祉部》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、ワクチン準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。《健康福祉部》

#### 2-2. 接種体制

##### 2-2-1. 接種体制の構築

町は、適宜県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。《健康福祉部》

##### 2-2-2. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する町は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。《健康福祉部》

##### 2-2-3. 住民接種

- ① 町は、準備期に示した接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。《健康福祉部》
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。《全局部》
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位および内容に応じて必要な人員の確保および配置を行う。 《健康福祉部、関係部局》

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は医師会等の協力を得て、その確保を図る。《健康福祉部》
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、町の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。《総務部、健康福祉部》
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。《健康福祉部》
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合において、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。《健康福祉部》
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。《健康福祉部》
- ⑨ 接種会場での救急対応については、あらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認する。また、地域の医療関係機関や消防機関の協力を得ながら、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保するよう努める。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備するが、準備・備

蓄が困難な物品については、医師会等に一時的な協力を求める等の情報交換に努める。具体的に必要物品の一例としては、以下のようなものが想定される。

《総務部、健康福祉部》

接種会場において必要と想定される物品の一例

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制をふまえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物については、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守し、適切に管理する。

《健康福祉部、環境対策部》

- ⑪ 感染予防の観点から、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。《健康福祉部》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

国や県の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する町民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの依頼を受けて、接種開始以降にワクチン等の使用実績等をふまえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。《健康福祉部》
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。《健康福祉部》

#### 3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。《健康福祉部》

##### 3-2-1. 特定接種

###### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等をふまえ、医療の提供並びに国民生活および国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。《総務部、健康福祉部》

##### 3-2-2. 住民接種

###### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期および初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。《健康福祉部》

- ② 町は、接種状況等をふまえ、接種の実施会場の追加等を検討する。  
《健康福祉部》
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。《健康福祉部》
- ④ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問等による接種を検討する。《健康福祉部》
- ⑤ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。《健康福祉部》

#### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。  
《総務部、健康福祉部》
- ② 町が行う接種勧奨については、国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、その整備された情報基盤も介して、対応する。《健康福祉部》

#### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況をふまえ、必要に応じて医療機関以外の会場を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。  
《健康福祉部》

#### 3-2-2-4. 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。《健康福祉部》

### 3-3. 健康被害救済

- ① 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。《健康福祉部》
- ② 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、町は、被接種者等からの申請に基づき、審査会において主として医学的見地からの調査を行う。また、国が実施する予防接種と健康被害との因果関係に係る審査結果に基づき給付を行う。《健康福祉部》

### 3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。《健康福祉部》
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。《健康福祉部》
- ③ パンデミック時においては、特定接種および住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。《健康福祉部》

#### 3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。  
《健康福祉部》

#### 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。《健康福祉部》
- ② 町は、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性、接種の時期、方法などについての情報をできる限り、分かりやすく伝える。  
《総務部、健康福祉部》

## 第5章 医療

### 第1節 準備期（平時）

#### 1-1. 医療提供体制の整備

- ① 町は、町内の協定締結医療機関やその他町内・近隣市町の医療機関等とも協力・連携しながら全体として医療提供体制を整備する。  
《総務部、健康福祉部》
- ② 町は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関および協定締結医療機関について、必要に応じて、施設整備および設備整備を行うとともに、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について、定期的な確認を行う。  
《総務部、健康福祉部》

### 第2節 初動期

#### 2-1. 医療提供体制の確保

- ① 町は、町内の協定締結医療機関やその他町内・近隣市町の医療機関等とも協力・連携しながら全体として医療提供体制を整備する。  
《総務部、健康福祉部》
- ② 町は、県からの依頼をふまえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知を行う。《総務部、健康福祉部》

### 第3節 対応期

#### 3-1. 医療提供体制の確保

- ① 町は、町内の協定締結医療機関やその他町内・近隣市町の医療機関等とも協力・連携しながら全体として医療提供体制を確保する。  
《総務部、健康福祉部》
- ② 町は、県からの依頼をふまえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知を行う。《総務部、健康福祉部》
- ③ 町は、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控えるなど、救急車の適正利用について周知を行う。《総務部》

## 第6章 保健

新型インフルエンザ等対策において、保健所等は、検査の実施およびその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染症の推進を通じ、患者の発生動向の把握から町に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。保健所等の検査・分析結果が県を通じて町に提供・共有された場合は、町はそれを活用し、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施する。

### 第1節 準備期（平時）

#### 1-1. 研修・訓練等を通じた人材育成および連携体制の構築

##### 1-1-1 さまざまな主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、保健所が設置する会議体等を活用し、平時から保健所のみならず、他の市町、医療機関、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、新型インフルエンザ等患者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、新型インフルエンザ等患者への食事の提供等が必要となるため、町は、県から協力の依頼があった場合は関係機関と連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

《総務部、健康福祉部、住民部》

#### 1-2. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

町は、有事において、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有にあたって配慮が必要な者に対しても、適時適切に情報共有等ができるよう、平時における感染症情報の共有等にあたって、保健所や医療機関と連携し、適切に配慮する。

《健康福祉部、教育対策部、産業建設部》

### 第2節 初動期

#### 2-1. 住民への情報発信・共有の開始

町は、必要に応じて県が設置する相談センターの周知や国や県、保健所による住民への情報提供について、協力を行う。《健康福祉部》

## 第3節 対応期

### 3-1. 主な対応業務の実施

#### 3-1-1 有事体制への移行

町は、県からの協力の依頼<sup>52</sup>があった際は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向および原因に関する情報に対する住民の理解の増進に資するため必要な協力を行う。《総務部、健康福祉部、関係部局》

#### 3-1-2. 健康観察および生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する<sup>53</sup>。《健康福祉部、住民部》
- ② 町は、県から新型インフルエンザ等患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、民間事業者等とも連携のうえ、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供に協力する<sup>54</sup>。なお、協力の際は、県に対し、自宅療養者等への支援を行うにあたって必要となる患者情報等について提供を求める<sup>55</sup>。《健康福祉部、住民部》

#### 3-1-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

町は、情報発信等にあたって配慮が必要な者（高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等）のニーズに応えられるよう、県や医療機関と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で、感染症対策等について周知・広報等を行う。

《総務部、健康福祉部、教育対策部、関係部局》

---

52 感染症法第16条第2項

53 感染症法第44条の3第9項

54 感染症法第44条の3第9項

55 感染症法第44条の3第10項および「自宅療養者等の個人情報の提供に関する覚書（県と各市町（四日市市（保健所設置市）を除く）が締結）」に基づく提供

## 第7章 物資<sup>56</sup>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

町は、平時から国の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

### 第1節 準備期（平時）～ 初動期

#### (1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄

- ① 町は、町行動計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>57</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>58</sup>。《総務部、健康福祉部、関係部局》
- ② 町は、消防機関が国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のために、必要な個人防護具の備蓄できるよう、連携して取り組む。《総務部、健康福祉部》

<sup>56</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載。

<sup>57</sup> 特措法第10条

<sup>58</sup> 特措法第11条

## 第2節 対応期

(政府対策本部が設置され、基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降)

### (1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保および備蓄状況の確認を行う。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。《総務部、健康福祉部、関係部局》

## 第8章 町民生活および地域経済活動の安定の確保<sup>59</sup>

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを推奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活および地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

### 第1節 準備期（平時）

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、町民生活および地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。また、指定（地方）公共機関および登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活および地域経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活および地域経済活動の安定を確保するための体制および環境を整備する。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《総務部、健康福祉部、関係部局》

<sup>59</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載

## 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。

《総務部、健康福祉部、関係部局》

## 1-3. 物資および資材の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>60</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねる<sup>61</sup>。

《総務部、健康福祉部》

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

《総務部、健康福祉部》

## 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>62</sup>等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。《総務部、健康福祉部、環境対策部》

## 1-5. 火葬体制の構築

町は、国および県と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を構築する。《環境対策部》

---

<sup>60</sup> 特措法第10条

<sup>61</sup> 特措法第11条

<sup>62</sup> 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活および地域経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。《環境対策部》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活および地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策を行う。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 町生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。《健康福祉部、教育対策部》

##### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、県からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。《総務部、福祉福祉部、環境対策部》

### 3-1-3. 教育および学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>63</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。《教育対策部》

### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民の生活および地域経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の呼びかけを行う。《総務部》
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。《健康福祉部、住民部》
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。  
《総務部、産業建設部》
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>64</sup>。  
《総務部、産業建設部》

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

町は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。対応については、町は、広域火葬の応援が必要となった場合に、県にその旨を報告し、県が広域火葬の実施を決定した場合は、県と連携し、遺体の搬送等の手配を実施する。《環境対策部》

- ① 町は、広域火葬の協力を求める。《環境対策部》

---

<sup>63</sup> 特措法第45条第2項

<sup>64</sup> 特措法第59条

- ② 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。《環境対策部》
- ③ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。  
《環境対策部》
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。《環境対策部》

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

町は、国や県の方針を踏まえ新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および町民生活への影響を緩和し、町民生活および地域経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《関係部局》

#### 3-2-2. 町民生活および地域経済活動の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活および地域経済活動の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

##### ① ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理を適正に行うよう努める。

《環境対策部》

##### ② 安定した水道の運用

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等の緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

《環境対策部》

御浜町新型インフルエンザ等対策行動計画  
[改定版]

令和8年2月改定

御浜町 健康福祉課

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1

電話 05979 (3) 0511

FAX 05979 (2) 3502

E-mail [m-kenkou@town.mihama.mie.jp](mailto:m-kenkou@town.mihama.mie.jp)